



発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定（
2 件）【環境局環境監視部環境監視課】 2

◇ 公 告

- 物品調達契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】 4

◇ 訂 正

- 第 6 0 8 8 号の訂正【公営競技局総務課】 6

北九州市告示第 3 1 3 号

土壤汚染対策法（平成 1 4 年法律第 5 3 号）第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域に指定することについて、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示により指定する形質変更時要届出区域に係る同法第 1 5 条第 1 項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

令和 8 年 7 月 2 7 日

北九州市長 武 内 和 久

1 指定する形質変更時要届出区域

北九州市八幡西区大字藤田 2 4 4 7 番 1 の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン、1, 3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素^ひ及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、シマジン、チオベンカルブ、チウラム、ポリ塩化ビフェニル並びに有機りん化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

北九州市告示第 3 1 4 号

土壤汚染対策法（平成 1 4 年法律第 5 3 号）第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域に指定することについて、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示により指定する形質変更時要届出区域に係る同法第 1 5 条第 1 項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

令和 8 年 7 月 2 7 日

北九州市長 武 内 和 久

1 指定する形質変更時要届出区域

北九州市八幡西区大字熊手 2 7 1 6 番及び 2 7 4 0 番の各一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン、1, 3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素^ひ及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、シマジン、チオベンカルブ、チウラム、ポリ塩化ビフェニル並びに有機りん化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

北九州市公告第549号

次の物品について、一般競争入札により物品調達契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年7月27日

北九州市長 武内和久

1 調達内容	購入品目及び数量	こくら丸 中間検査及び補修 1式
	購入物品の仕様	仕様書に定めるとおり
	履行期間	令和9年3月8日から同年4月23日まで
	納入場所	渡船事業所（北九州市戸畑区北鳥旗町11番1号）
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	有資格業者名簿（注1）に記載されていること。
	所在地	有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内にあること。
	実績	令和6年度以降において、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した1件160万円（令和7年度以降は1件300万円）を超える物品等供給契約における指名の実績又は契約の履行実績（随意契約によるものを含む。）があること。
	その他	（1）本市から指名停止を受けている期間中でないこと。 （2）総トン数が20トン以上の旅客船の中間検査又は、定期検査の履行実績が過去5年以内にあること。 （3）自社にて、アフターサービス・メンテナンスの体制を構築し、修繕対応が可能であり、不慮の故障などが発生した場合、迅速な対応が可能であること。 （4）対象船舶を検査及び補修するために必要な建造用等の船台を自社で現に有し、その船台を当該中間検査及び補修に使用できること。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注2）の毎日午前9時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書提出期間	この公告の日から令和8年7月31日まで（注2）の毎日午前9時から午後4時30分まで	
5 入札書の受付期間	令和8年8月10日から同月19日まで（注2）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月20日午前9時から午前10時まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和8年8月20日午前10時10分
7 入札及び契約に関する条件	入札保証金	入札価格の100分の5以上の額。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の5以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
	入札方法	総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。
	電子入札案件	この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。
8 落札者の決定方法	契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。	
9 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （1）この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札 （2）競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者がした入札 （3）契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 （4）北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
10 その他	（1）この調達に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 （2）入札説明書及び仕様書は、北九州市ホームページ・入札契約ポータルサイト・入札契約情報の＜4 仕様書の検索 物品等供給契約＞からダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、第3項に示す場所及び期間において無償で交付する。 北九州市ホームページ内の入札・契約ポータルサイト https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/04200000_00021.html （3）この入札に係る競争参加資格確認通知を受けていない者は、当該入札に参加することができない	

	。 (4) 原則として、入札者名義のＩＣカード（注３）を取得し、北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していること。 (5) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 ０９３－５８２－２０１７）とする。
注１ 北九州市物品等供給契約の競争参加者の資格及び審査等に関する規則（平成７年北九州市規則第１１号）第６条第１項に規定する有資格業者名簿をいう。 注２ この公告第３項から第５項までに規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日及び１２月２９日から翌年の１月３日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。 注３ 北九州市電子入札用電子証明書（ＩＣカード）登録要領第３条に規定するＩＣカードをいう。	

正誤表

年	号	頁	訂正箇所	正	誤
令和 8 年	第 6 0 8 8 号	1 3	上から 1 行目	北九州市公営競 技局管理規程第 8 号	北九州市公営競 技局管理規程第 7 号